

木津川市教育委員会会議録

平成27年第2回木津川市教育委員会定例会

○日 時：平成27年2月19日（木） 9時3分から午前11時28分まで

○場 所：木津川市役所 4階 4-1会議室

○出席者：杉本清重委員長、有賀やよい委員長職務代理者、小松信夫委員、

高橋史代委員、森永重治教育長

（事務局）森本教育部長、山本理事、加藤理事、竹本教育次長兼学校教育課長、
市川社会教育課長、石井教育施設整備室長、大西文化財保護課長

1. 開 会 委員長

委員長あいさつ

2. 前回会議録の承認

委員長が、第1回定例会議の会議録の承認について提案された。

委員より異議なく承認された。

3. 議事

《議案第5号 木津川市立学校教職員安全衛生管理規程の制定について》

委員長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

労働安全衛生法及び学校保健安全法に基づき、教職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、必要な事項を定める。

この規程の要旨は、第1条の趣旨として、労働安全衛生法の規定により、事業者は政令で定める規模の事業所ごとに衛生管理者を選任し、その事業所の安全に係る技術的なことを管理させなければならない。また、一定規模以下の事業所においては、安全推進者を選任して安全管理を担当させることと定めており、また、学校保健安全法においては、学校の設置者は、職員の健康増進のため、施設・設備や管理運営体制等において必要な措置を講ずることと定めている。

これを受け、第3条及び第4条において校長及び教職員の安全衛生促進のための責務を規定している。

第5条においては、衛生管理者と衛生推進者の設置を規定しており、第5条前段の教職員が常時50人以上の学校に、平成27年4月以降において梅美台小学校が該当することとなる。それ以外の小中学校においては、各校に1名ずつ衛生推進者を設置することとなる。

第7条において産業医の設置、第8条において衛生委員会の設置を規定し、こちらについてもそれぞれ梅美台小学校に設置することとなる。

附則において、この規程は、平成27年4月1日から施行することとなる。

【質疑応答】

委員からの質疑は、次のとおりであった。

委 員：産業医は、府医師会指定の産業医か。

事 務 局：市役所を1つの事業所として産業医を委嘱しており、その方に委嘱する予定である。その方は、梅美台小学校の校医でもある。

委 員：今回、この規程は、新たに制定するのか。

事 務 局：平成27年4月より梅美台小学校の教職員が50人以上となるため、今回制定させていただく。

委 員：これまで規定がなかったのか。

事 務 局：お見込みのとおり。平成25年度の府内市町村の調査で、京丹後市、宇治市及び八幡市しか規定がなく、他市町村もそれぞれ検討しているところである。

委 員：府立学校はすべて規定されているのか。

事 務 局：平成24年度に全て制定されたと認識している。

委 員：市町村では、この規程がないところが多いのか。

事 務 局：府内は、先ほど申し上げたとおりである。全国的には、8割程度の制定率である。

委 員：市には、同様の規定はあるのか。

事 務 局：市にはある。学校の場合は、各学校が1つの事業所である。

委 員：規定することによるメリットは何か。

事 務 局：1つは、法令遵守。また、規定することによる安全衛生管理への意識付けである。

委 員：教職員のメンタルヘルスで、非常に休職者が多いという結果が、文部科学省より出ており、府までは、推進体制が出来ているが、人数が多い市町村教職員のメンタルヘルスに力を入れるという動きはある。

衛生管理者には、資格が必要なのか。

事 務 局：体育教諭や栄養教諭を充てることとされているので、積極的に資格を取得させたいと考えている。衛生推進者は、特に資格が必要ではないので、教頭若しくは養護教諭を想定している。

委 員：これまで安全衛生管理体制は、校長や教頭が責任を持ってあたっていたのか。

事 務 局：教頭が中心となって、体調が悪い先生の様子を見たり、養護教諭と連携して組織的には動けていたが、規程を制定することにより衛生推進者の職務としての意識が強まると考える。

委 員：予算措置は伴うのか。

事 務 局：産業医への報酬が予算措置を伴う。3月議会に平成27年度当初予算として年間20万円を計上している。

委 員：必要な制度整備であり、きちんとやっていく必要がある。

【採決】

委員長が採決を行い、全員一致で承認された。

《議案第6号 市長の権限に属する事務の補助執行について》

委員長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

【説明】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律第1条の4において地方公共団体の長が設けることと規定された総合教育会議の運営及び事務執行を教育行政に精通した教育委員会事務局が補助執行することにより、総合教育会議の適正かつ円滑な運営をとこなうもの。

【質疑応答】

委 員：第1回の会議は、首長選挙後の予定か。

事 務 局：お見込みのとおり。

委 員：総合教育会議における事務局の出席については、どの様になるのか。

事 務 局：市長部局の出席課も含めて、現段階では未定である。

委 員：会議の開催は、年1回程度か。

事 務 局：年2、3回は必要と考えている。初年度は、大綱の策定もある。

【採決】

委員が採決を行い、全員一致で承認された。

《議案第7号 棚倉小学校校舎改築工事請負契約の締結について》

委員が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

【説明】

平成27年第1回木津川市議会定例会に提出予定の工事請負契約の締結について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取するもの。

棚倉小学校校舎改築工事を一般競争入札により、株式会社松村組京都支店と契約金額862,920千円で工事請負契約を締結するものである。

【質疑応答】

委員からの質疑は、次のとおりであった。

- 委 員：棚倉小学校の児童数は、これからどの様に推移していくのか。
- 事 務：局：しばらくは、現状維持で推移していく。
- 委 員：員：建替え後に図工室はないのか。
- 事 務：局：計画していない。学校とは、この案で調整をさせて頂いた。既存部分の図書室の転用で再度学校とは協議をさせて頂く。
- 委 員：員：この改築計画は、現在の児童数に基づいた規模なのか。
- 事 務：局：お見込みのとおり。
- 事 務：局：棚倉小学校は、現在の1歳児までは350人位を頂点に若干ずつ減少はするものの、ほぼ変わらないと見込んでいる。
- 委 員：員：改築棟の2階と3階にそれぞれ多目的室があるので、児童数が増加した際に教室に転用できるのか。
- 事 務：局：各学年2クラスずつなので、少人数学習をする際に使用する予定である。
- 委 員：員：洋式トイレの設置は、どの様になっているのか。
- 事 務：局：洋式トイレをメインに和式を男女共に各1台の割合で設置している。
- 委 員：員：この議案とは別の話であるが、恭仁小学校の耐震工事はどうなったのか。
- 事 務：局：この議案と同様の日程で入札公告を行い、申請は2者あったが、入札実施までに1者が辞退して、入札中止となった。
- 委 員：員：今年度中には無理ということか。
- 事 務：局：年度内は厳しい。
- 委 員：員：放課後児童クラブの場所は、工事中も変更は無いのか。
工事車輛の出入り口が、児童クラブの近くであるが、安全面は大丈夫か。
- 事 務：局：放課後児童クラブは、仮囲いの外側になるので大丈夫である。
- 委 員：員：図面3と図面12では、工事車輛の出入口が違うがどうか。
- 事 務：局：図面3は、仮囲いを設置する際に玄関部分が支障となるので、その取壊しの際に使用する工事車輛の出入口である。その工事は、短期間で終了する。基本は、図面12の工事車輛出入り口である。
- 委 員：員：図工室の件は、再度、学校と協議されたい。
- 事 務：局：調整させていただく。
- 委 員：員：校舎等の解体は、この工事に含まれていないのか。
- 事 務：局：平成28年度工事として、校舎棟の解体と駐車場整備工事を別途発注する予定である。
- 委 員：員：既存敷地内の工事になるので、工事期間中の子どもの安全については、確保されたい。

【採決】

委員長が採決を行い、全員一致で承認された。

《議案第8号 平成26年度木津川市一般会計補正予算第6号について》

委員長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

【説明】

平成27年第1回木津川市議会定例会に提出の平成26年度木津川市一般会計補正予算第6号の予算案を編成するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取するもの。

事務局が、教育委員会関係予算案資料に基づき説明を行った。

【質疑応答】

委 員：へき地児童生徒援助費等補助金とは、どの様なものか。

事 務 局：当尾地区から南加茂台小学校へ児童を送迎しているバスの運行経費に対する補助金である。

委 員：南加茂台小学校のコンピュータ賃借料の減額は、南加茂台小学校だけの特殊なシステムか。

事 務 局：各小中学校に配置しているパソコン教室で、5年リースで契約しており、今回は南加茂台小学校が入替えの時期である。

委 員：加茂文化センター施設管理委託料の大きな減額の理由は何か。

事 務 局：当初、プロポーザルにおいて、事業団より3か年の事業計画の提出を受けて予算を組んでいたが、事業団が人件費や光熱水費等を精査して、減額の提案がされたものである。

委 員：加茂文化センターだけか。

事 務 局：加茂文化センターを指定管理に出したのが初めてであり、事業費の見積もりを精査した結果である。

委 員：ＩＣＴの支援員は、各校に配置されているのか。

事 務 局：各校に1名ずつである。

委 員：週に1回程度か。

事 務 局：月に2回である。今年度より、電子黒板等のＩＣＴ機器を導入しており、その使用方法や各学校のホームページの作成についてのノウハウ等を支援員に指導を受けている。

【採決】

委員長が採決を行い、全員一致で承認された。

《議案第9号 平成27年度木津川市一般会計予算について》

委員長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

【説明】

平成27年第1回木津川市議会定例会に提出の平成27年度木津川市一般会計予算の予算案を編成するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取するもの。

事務局が、教育委員会関係予算案資料に基づき説明を行った。

教育費については、平成27年度は骨格予算ではあるが、昨年度より約7パーセントの増額となっている。要因としては、小学校の工事費等である。

【質疑】

委 員：恭仁小学校の耐震工事を予算化してあるのか。

事 務：局：予算化させていただいた。

委 員：員：今年度との積算の違いはどれ位あるのか。

事 務：局：中間前払金として工事費全体の20パーセントを計上している。平成26年度分は、工事費全体の30パーセントを計上しているので、その分を繰越す予定である。

事 務：局：今回の予算については、昨年12月の単価で積算している。今後、労務単価や資材価格の高騰により再積算が必要な場合がある。

委 員：員：それは、補正予算で対応するのか。

事 務：局：お見込みのとおり。

委 員：員：総務文教委員会の中で、恭仁小学校の存廃の議論が出る可能性はあるのか。

事 務：局：存廃や統合の話は出ていない。

現在子ども達が就学しているので、早く耐震化しなければならない。

委 員：員：あの様な学校が残っているということは、文化財的な要素もあると考える。

委 員：員：恭仁小学校の来年の児童数は、何名位になるのか。

事 務：局：48名である。

委 員：員：城山台小学校15学級分の蔵書は、平成28年度に向けて平成27年度中に購入するのか。

事 務：局：平成25年度から平成27年度までの3か年をかけて、城山台小学校の図書室の蔵書を、平成27年度に15学級になる想定の基に標準冊数を整えるものである。

委 員：員：学校保健事業は、学校医の報酬が主なものか。

事 務：局：お見込みのとおり。他には児童・生徒の健康診断や日本スポーツ振興センターの掛金等である。

委 員：員：日本スポーツ振興センターの掛金とは、どの様な性質のものか。

事 務：局：子ども達が、学校だけがをした場合に給付金が出る。いわゆる保険である。

委 員：員：学校医は、何名おられるのか。

事 務：局：それぞれの学校に1名ずつおられるので、18名である。

学校医のほかに、歯科医と薬剤師がそれぞれおられる。

- 事務 局：薬剤師の業務とは、どの様なものか。
- 事務 局：水道水の水質管理、照明の照度管理やプールの水質検査等である。
- 委員：先程承認した議案第5号に関する予算は、この中に含まれているのか。
- 事務 局：産業医謝礼として別に計上している。
- 委員：産業医と学校医の兼任は可能か。
- 事務 局：学校医は、子ども達の検診や日々の健康管理をしていただく。
産業医は、学校を1つの事業所として、そこで働く教職員の健康管理をしていただくものである。
- 事務 局：すべての学校医が、産業医の資格を持っておられる訳ではない。
- 委員：色覚検査用の書籍購入であるが、今ある物が使えないということか。内容が変更されているのか。
- 事務 局：色を判別する必要があるが、古くなり、色あせてしまっている。
ここ数年間、学校で色覚検査をする必要がなかったので使用していなかった経過がある。
今回、教育委員会で一括購入し、各学校と日程調整をしながら使用していくものである。
- 委員：色覚検査の希望者は、保護者全員にアンケートを取るのか。
- 事務 局：保護者全てにアンケートを取り、希望者全員を対象に行う。
- 委員：何年生を対象に行うのか。
- 事務 局：平成27年度は、全児童・生徒を対象にアンケートを行う。
- 委員：先程の産業医の話であるが、対象となる梅美台小学校は配置されることになるが、他の学校には配置されないことで健康管理上の平等性を欠くことになるか。
- 委員：産業医は、常駐ではないので校長や教頭の依頼を受けて学校へ行くということか。
- 事務 局：年に数回、衛生委員会に出席いただく。
- 委員：産業医は、個別の事案があれば対応されるのか。
- 事務 局：個別面談やメンタルヘルスの相談に応じていただける。
- 事務 局：他にも府教育委員会の仕組みとして、管理職が教職員のことで相談できる精神科医を府内3か所に置いているので、そこへ管理職が相談することができる。

【採決】

委員長が採決を行い、全員一致で承認された。

4. 教育長報告（平成27年1月27日～平成27年2月19日）

教育長が、事業報告に基づき報告を行った。

中でも次の点について、詳細の説明があった。

- ・1月27日を開催された木津川市議会臨時会は、クリーンセンター建設に関する補正予算であった。
- ・1月30日は、京都府都市教育長協議会に出席した。
- ・2月5日は、相楽地方教育委員長・教育長合同会議が、中央図書館で開催された。
- ・2月9日は、いじめ防止対策委員会が開催された。平成26年度第2回であり、重大ないじめ事案の報告はなかった。
- ・2月13日は、市の管理職による机上での防災訓練が行われた。
- ・2月16日は、木津学校給食センター運営委員会が開催された。来年度より、業者への全面委託となることを含めた報告が行われた。
- ・2月17日は、山城学校給食センター運営委員会が開催された。

5. その他

(1) 不適切な事務処理に対する職員の処分について

事務局が、事案内容及び処分内容について報告した。

〔説明〕

これまで、ご連絡等をさせていただいた件について、改めてご報告とお詫びをさせていただく。

保健福祉部の主幹男性職員56歳が、平成23年7月まで文化財保護室にいた訳だが、その在任中に市内文化財発掘調査で、調査完了後に印刷する報告書の原稿が出来ていないにもかかわらず、成果品の報告書が完成したとの虚偽の公文書を作成し、印刷製本費を支出したというものである。

経過としては、人事異動後の後任者に対して、平成25年12月に業者より、印刷代を預かっているが、これをどうしたら良いかとの問合せがあり、調査した結果、平成20年度、平成21年度及び平成22年度のいわゆる預けが判明したもの。

また、国庫補助事業として300冊を予定していたものが、予算的に5冊しか作成できなかつた。その事も含めて弁護士とも相談し、重要な報告書であるので作成するという事を優先してきたところである。

該当職員には、再三指導して來たが、遅々として進まない面があつたが、やっと12月からこの1月にかけて印刷の目途がついたので、該当職員の懲戒処分が行われたところである。

通常考えられない事であり、職員に対しては、法令遵守の徹底を改めて指導するとともに、管理職の業務確認・把握の徹底、報告、連絡、相談を行い、透明性のある業務を行うことをお願いしたところである。

委員の皆様にも御心配や御迷惑をおかけして、大変申し訳なく思っている。

(2) 平成26年度幼稚園：卒園式、小・中学校：卒業式 教育委員等出席者について

事務局が、資料に基づき各校（園）出席者、集合時間等を報告した。

(3) 平成27年度幼稚園：入園式、小・中学校：入学式 教育委員等出席者（案）について
事務局が、資料に基づき出席者（案）を報告した。

(4) 今後の行事予定について
事務局が、今後の行事予定について説明した。

(5) 最近の主な新聞記事について、事務局が説明した。

(6) 次回教育委員会日程について
次回委員会は、平成27年3月23日（月）午前9時30分から開催することを確認した。

委員長が、会議を閉会した。